中国の一人っ子世代における老親扶養に関連する要因 Factors Related to Sense of Filial Responsibility in Adults Born after China's One-Child Policy

> 張 星眸 (桜美林大学大学院老年学研究科) 杉澤 秀博 (桜美林大学大学院老年学研究科)

要旨

本研究の目的は、将来、老親の扶養や介護の問題に直面するであろう中国の一人っ子世代における老人扶養意識の関連要因を明らかにすることにある。分析対象は中国遼寧省撫順市在住の30~35歳の人々192名であった。扶養意識は、身体的な扶養意識と経済的な扶養意識の2側面から測定し、関連要因は、規範、人口学的要因、社会経済的要因の面から検討した。分析の結果、経済的な扶養意識については、経済的な扶養規範と性が有意な効果をもっており、経済的な扶養規範が強い、あるいは女性で経済的な扶養意識が強かった。身体的な扶養意識については、有意な効果をもつ要因はなかった。

キーワード:老親扶養意識、一人っ子政策、大都市の居住者

1. 緒言

1) 問題の所在と目的

中国の総人口は、2010年の第6次国勢調査の結果によると、13億3972万人であり、このうち65歳以上高齢者人口は1億1883万人で、高齢化率は8.9%となっている¹⁾.中国は世界保健機関(World Health Organization: WHO)の定義によれば、いわゆる「高齢化社会」の段階に入ったといえる。中国の人口高齢化は他国と比較すると、4つの特徴がある。①高齢者人口の規模が大きく、高齢化のスピードが速い、②高齢化の地域格差が大きい、③未老先富(まだ豊かにならない段階で高齢化社会を迎えたこと)である、④高齢化と家庭の小規模化が同時進行²⁾している。

1979年以降,国の基本政策として実施された一人っ子政策の影響で,中国人口の爆発的な増加は抑制されているが,その一方,短期間に深刻な少子高齢化をもたらした.現在,中国の一人っ子数は1億人を超えており,初代の一人っ子の親が定年を迎えていることから,一

人っ子世代の老親の扶養問題は焦眉の課題となっている.

このような背景のもと、中国においては、扶養を担う子供の層にあたる人の老親扶養意識 を明らかにした研究がいくつか行われている。包・浅野は、中国沿海地域の大学生を対象に、 老親扶養の意識を性別、都市・農村別、出身地別に分析し、沿海地域の大学生では男性が女 性よりも老親扶養に肯定的、出身地が農村の方が都市部に比べて扶養意識が強いことを明ら かにしている3)。劉・長弘らは、広西チワン民族自治区および広東省の医療系学生を対象に、 老親扶養の意識を性別、民族別に分析し、老親扶養意識は、男性が女性よりも、また少数民 族では漢民族よりも高いことを示している4). 謝は、青海省の大学の看護学部と医学部に在 学中の大学生 400 名を対象に、老親扶養意識を都市・農村別に比較しており、農村部の人で は都市部の人よりも老親扶養意識が高いことを明らかにしている5). 丁珂・谷口らは、社会 制度の違う日本と中国の大学生の高齢者扶養を比較するため、中国のA大学と日本のB大学 の大学生を対象とした調査を実施し、中国の大学生は日本の大学生より高齢者に対する扶養 意識が強いことを明らかにしている 6. これまでの既存の研究では、以下のような問題点が ある。第1は、分析対象が限定的であるという問題である。いずれの研究も大学生を対象と しており、その結果を同世代の一般の人々に普遍化することはできない、第2には、扶養に 関連する要因については、性別、都市と農村の比較、出身地別、民族別など基本的な属性と の関連でしか分析されていない点である.

本研究の目的は、中国大都市部在住の一人っ子世代の人々を対象に、将来、老親の扶養や介護の問題に直面するであろう世代における老人扶養意識の関連要因を意識的な要因も含め明らかにすることにある。

2) 分析モデル

本研究では、日本における老親扶養意識に関する研究を参考に分析モデルを構築した。老親扶養の種類については、日本においては那須70が「家族扶養」の種類として「金銭や物質による経済的な扶養」と「老人の心身条件に対応した身の廻りの世話や病気の看護などによるサービス扶養」をあげている。桐野ら80は、老親扶養意識を子が老親のために提供する援助行動に対する意識として捉え、直接または間接的に老親の生活安定を図る「手段的援助意識」と、老親の情緒的満足や孤立感の解消を図る日常的接触・関係維持としての「情緒的援助意識」に区分する見解を述べている。太田ら90は老親扶養義務感として研究しているが、彼らは森岡100の概念にしたがって、「経済安定のための援助」「情緒的満足のための援助」及び「保健のための身体的介護」の3種類が基礎にあるとしている。本研究では、今後扶養の面で特に必要とされる手段的な扶養、すなわち身体的と経済的の2種類の扶養に関する意識を扶養意識として扱うことにした。

老親扶養意識に関連する要因を検討した研究においては、要因が羅列的であり、要因として位置づけた理由が明確とはいえない。本研究では、老親を扶養する規範意識、人口学的要因および社会経済要因から、老親扶養意識に関する要因をとらえることにした。

- (1)人口学的要因としては、性を取り上げた. 仮説は、性役割規範から介護扶養意識は女性が、経済的な扶養意識は男性が高いとした.
- (2) 社会経済要因については、配偶者の有無、同居家族員数、就労の有無、学歴、出身地を位置づけた. 仮説は、配偶者の有無、同居家族数については、配偶者がいる人、同居家族員数が多い人では、家族内資源が多いことから、介護扶養意識が高いとした. 就労の有無については、仮説は、就労者では経済的に裕福であると考えられるため、経済的な扶養意識が高いとした. 身体的な扶養との関係では就労と時間的に競合する可能性も高いことから、身体的な扶養意識が低いとした. 就学年数と出身地については、都市化や高学歴化という近代化の影響が伝統的な扶養意識の低下に影響していると考えられることから、都市的な地域の出身あるいは高学歴の人では、経済的、身体的な扶養意識が低いという仮説を立てた.

2. 方法

1) 対象者

調査を行った都市は撫順市であった. 撫順市は中国東北地方にある遼寧省の都市であり, 西は省都の瀋陽市と接し、その衛星都市として機能している. 撫順市は地級市という位置づけであり、都市部だけでなく、都市部の何倍もの面積を有す農村部を内包している. 都市部である区の数は4(順城区、新撫区、東洲区、望花区)、農村部である県と自治県の数はそれぞれ1(撫順県)と2(新濱県、清源県)である. 面積は1万816km²であり、当該市は中国の重要な重工業都市である. 人口は2010年で2,138,090人、そのうち65歳以上の高齢者が占める割合は11.2%である11)

対象者は、中国遼寧省撫順市在住の30~35歳で、かつ兄弟・姉妹のいない人とした.この年齢層を選んだ理由は以下の通りである。中国では一人っ子政策が1979年から施行されている。そのため、年齢の上限は一人っ子世代の上限にあたる年齢(調査時点)の35歳、年齢の下限については、20歳代ではいまだ扶養されている人も多く、現実的に自分の老親扶養に直面していないため30歳とした。対象者の抽出は、当該市の社区役員と当該市に在住の執筆者の知人を通して行った。対象者数は、紹介された人の中で電話あるいはメールで調査に対する協力の意思を再度確認できた220名であった。

2) 調査方法と調査期間

自記式質問票を訪問で配付し、後日訪問で回収した. 調査期間は2013年2月~3月であった. 調査票の回収数は202名、回収率は91.8%であった.

3) 測定

(1) 扶養意識

扶養意識は尹ら ¹²⁾ 開発した「東アジア地域用老親扶養意識測定尺度」をもとに作成した. 具体的には,「あなたの介護意識についてうかがいます. ご自分の老親が老後に寝たきりや痴呆になったと仮定して,お答えください」と説明した上で,経済的な扶養については,「あなたの親に経済的な援助をするつもりですか」「あなたは老親の病気の治療費入院費サービス利用料金などを負担するつもりですか」という2項目,身体的な扶養については,「親を家で介護するより施設に入れるほうがいいと思いますか」(逆転項目),「親を家族と在宅サービスの両者で世話をするのが適当だと思いますか」(逆転項目)と「老親を家族以外の人に介護されたいと思いますか」(逆転項目)という3項目の質問に対して,それぞれ回答を得た.選択肢は、「非常にそう思う」「ややそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」であった.各選択肢に5点から1点(逆転項目の場合には1点から5点)を配点し、それらを合計することでスケール得点を算出した.このスケールは得点が高いほど扶養意識が高いことを意味する.

扶養意識を構成する項目から、設定した因子が抽出されるか、すなわち構成概念妥当性を検証するため因子分析(主因子法で抽出後にプロマックス回転)を行った。因子の抽出に際しては2因子に固定して行った。分析の結果、第1因子に対しては、身体的な扶養の測定項目とした3項目の因子負荷量のいずれも0.35以上の値を示した。第2因子に対しては、経済的な扶養の測定項目とした2項目の因子負荷量のいずれも0.5以上の値を示した。以上のように、扶養意識スケールの概念妥当性が確認された。信頼性については、各概念を構成する項目から作成されたスケールのCronbach a の信頼性係数は、身体的な扶養意識の3項目では0.607。経済的な扶養意識の2項目では0.589であった。

(2) 要因

①扶養規範意識

親の扶養をどうするべきかという一般的な判断を取り上げ、これを規範意識とした. 規範意識は、太田・甲斐⁹ が開発した老親扶養義務感尺度、實金ら¹³⁾ が開発した簡易版東アジア圏域用老親扶養意識測定尺度を参考に合計 4 項目で測定した. 具体的には、身体的な扶養については、「親の介護をしないのは、子としての役割を怠っていると思いますか」「親の介護をするのは子として当然のことだと思いますか」の 2 項目、経済的な扶養については、「子供は老親が日常生活に困らないよう、金銭的援助をすべきですか」「経済的に苦しくなるなら老親の世話はしなくてもよいと思いますか」(逆転項目)の 2 項目であった. 選択肢は、「非常にそう思う」「ややそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」とした. 各選択肢に 5 点から 1 点 (逆転項目の場合には 1 点から 5 点)を配点し、それらを合計することでスケール得点を算出した. このスケールは得点が高いほど規範意識が高いことを意味する.

扶養規範意識を構成する項目から、設定した因子が抽出されるか、すなわち構成概念妥当性を検証するために因子分析(主因子法で抽出後にプロマックス回転)を行った。因子の抽出に際しては2因子に固定して行った。第1因子には、経済的な扶養規範の測定項目とした2項目の負荷量のいずれも0.5以上の値を示した。第2因子に対しては、身体的な扶養規範の測定項目とした2項目の負荷量のいずれも0.5以上の値を示した。以上、扶養規範スケールの概念妥当性が確認されたといえよう。Cronbach a 信頼性係数は、経済的な扶養規範の2項目では0.580、身体的な扶養規範の2項目では0.543であった。

②人口学的·社会経済的要因

性,配偶者の有無,同居家族数,就労の有無,就学年数,出身地を位置づけた.就学年数については,学歴で測定したため,小卒に6年,中卒に9年,高卒に12年,短大卒に14年,大卒に16年,大学院卒に18年を配分し,就学年数の指標を作成した.出身地については、都市部として位置づけられる区(順城区,新撫区,東洲区,望花区)の出身者を都市部出身、農村部に位置づけられる県(撫順県,新賓県,清源県)の出身者を農村部出身として分類した.以上の他,対象者の年齢が30~35歳と限定されているため、本研究では年齢を調整変数として位置づけた.

(4) 分析方法

本研究の分析対象は各項目のいずれかに欠損値がある 10 名を除外した 192 名であった。身体的な扶養意識と経済的な扶養意識それぞれを従属変数、規範、人口学的・社会経済的要因、調整変数を独立変数として重回帰分析を行った。規範については、身体的な扶養意識の場合には身体的な扶養規範、経済的な扶養意識の場合は経済的な扶養規範を投入した、統計解析は IBM SPSS Statistics 21. 0. 0 を用い、有意水準として 5%未満を採用し、10%水準については、要因の影響の可能性があるとして、考察するにとどめた。

(5) 倫理的配慮

調査に際しては、調査の目的、方法、結果の公表、倫理的事項を対象者に説明した上で、調査への協力の意思を表明し、同意が得られた人のみを対象に行った、調査で得られた個人情報は、匿名化し、個人が特定できないよう処理した、本調査は桜美林大学の倫理委員会の承認を得た(受付番号:12034).

3. 結果

1) 分析対象者の属性

分析対象者の属性は表 1 に示した. 扶養意識の平均値 (標準偏差) は,身体的な扶養意識については 8.95 点 (2.94 点),経済的な扶養意識については 9.36 点 (1.17 点)であった. 規範の平均値 (標準偏差) は,身体的な扶養規範については 8.91 点 (1.57 点),経済的な扶養規範については 9.48 点 (0.91 点)であった. 性別分布は男性が 42.7%,配偶者の

有無については有配偶が 63. 5%であった. 同居家族員数については, 平均値 (標準偏差) は 3. 74 人 (1. 21 人) であった. 就業者は 89. 6%を占めていた. 就学年数については, 平均 (標準偏差) は 14. 6 年 (2. 30 年) であった. 出身地は都市部という人の割合が 85. 9%であった.

# 4	ハセンチャル主きがし田口のハナ
र र ।	分析対象者の扶養意識と要因の分布

【扶養意識】		
身体的な扶養意識	平均±標準偏差	8. 95 ± 2 . 94
経済的な扶養意識	平均±標準偏差	9. 36 ± 1 . 17
【要因】		
<規範>		
身体的な扶養規範	平均±標準偏差	8. 91 ± 1 . 57
経済的な扶養規範	平均±標準偏差	9. 48 ± 0 . 91
<人口学的要因>		
性	男性(%)	42. 7
<社会経済的要因>		
配偶者	あり (%)	63. 5
同居家族員数	平均±標準偏差	3. 74 ± 1 . 21
就業	有職者(%)	89. 6
就学年数	平均生標準偏差	14. 6 ± 2 . 30
出身地	都市部(%)	85. 9
<調整変数>		
年齢	平均生標準偏差	32. 2 ± 1 . 98

注)分析対象者数は192であった.

2) 扶養意識関連する要因

重回帰分析の結果を表 2 に示した. 経済的な扶養意識については, 規範と性が有意に, 出身地が 10%水準で影響をもっていた. 経済的な扶養規範が強く, 女性, また地方出身者で経済的な扶養意識が強かった. 身体的な扶養意識については, 有意な効果をもつ要因はなかった. 性と就学年数が 10%水準で影響をもっており, 女性, 就学年数が短い人で身体的な扶養意識が高かった. 規範については有意な効果をもっていなかった.

表2 扶養意識に関連する要因の分析:重回帰分析

	身体的な扶養意識	経済的な扶養意識
	偏回帰係数	偏回帰係数
<規範意識>		
介護扶養規範	-0. 082	_
経済的な扶養規範	_	0. 569***
<人口学要因>		
性 (男 =1)	-0. 772 †	-0. 308*
<社会経済要因>		
配偶者 (いる =1)	-0. 029	-0. 001
同居家族員数	0. 214	0. 087
就業の有無(あり=1)	0. 421	0. 222
就学年数	-0. 182 †	-0. 026
出身地(都市部 =1)	0. 217	-0. 385 †
<調整変数>		
年齢	-0. 090	-0. 107**
切片	14. 194**	7. 724***
决定係数	0. 048	0. 282***

注1) 分析対象者数は192であった.

4. 考察

本研究では、自分の親に対する扶養意識を身体的、経済的な面からそれぞれ測定し、その要因を明らかにすることを目的とした。興味深かかったのは、経済的な扶養意識が経済的な扶養規範によって有意に影響を受けていたものの、身体的な扶養意識については、身体的な扶養規範の影響が有意でなかった点である。これまでの通説では「4)「5)、社会的に見た場合の扶養規範の低下が、親の扶養の低下と密接に関係すると指摘されてきたが、これが支持されたのは経済的な扶養意識のみであり、身体的な扶養意識については、このような指摘が支持されなかった。なぜ、経済的な扶養のみが経済的な扶養意識に有意に影響していたのか。経済的な扶養については、親と同居せずに、地理的に離れて暮らしていても行うことが可能であるため、親を経済的な扶養しなければならないという規範も強く持つことが、経済的な扶養意識に結びついたのではないかと考えられる。他方、身体的な扶養については、それを行うには同居か、もしくは近くに住むことが必要となる。それぞれの老親が身体的な扶養をしなければならない状況に陥った場合、それぞれ一人っ子である一組の夫婦がそのニーズに対応するには、別居し、それぞれの親の身体的な扶養をするか、もしくは両方の親を同居させる必要がでてくる。このような厳しい現状を考えた場合、規範はどうであれ子供の世代が自分たちの老親を身体的に扶養することは現実的な選択肢として考えられないのではないかと

注 2) ***:P<. 001, **:P<. 01, *:P<. 05, † :P<. 10

思われる. 老親の身体的な扶養に対しては、「力不従心」(そうしたい気持ちはあるのだが、力が足りない)という心理的な状態と思われる.

子供が老親を扶養するということ、すなわち老親扶養が中国では一般的である。子どもよる老親扶養の考え方の背景には、儒教文化の家族論理や「孝道」の影響がある。親を老人ホーム等高齢者福祉施設に送ると、その子どもは周囲から親不孝なことだと思われかねない。「父母在、不遠遊」(両親のいる間は遠くへ行かない)というように、かなり長い歴史において、子供が老親と同居するのは中国の伝統的な家族風景であった。高齢者を尊敬し、両親に親孝行をするのは絶対的なものであった。『中華人民共和国老年人権益保障法』でも「成年の子は父母を扶養・扶助する義務を負う」と規定され、法制上も家族の義務として老親扶養が位置づけられている¹⁶⁾。この義務を怠った場合、親は子供に扶養費を要求する権利があると明文化されている。しかし、身体的な扶養については、「親孝行」という美徳を頼りにするだけでは困難になってきていることから、それに替わる公的扶養の充実も必要であろう。

身体的な扶養意識については、人口学的要因として設定した性が 10%水準ではあるが、影響しており、性役割規範から導き出される仮説のとおり、女性で身体的な扶養意識が高いという結果がえられた。しかし、経済的な扶養意識については、性役割規範からすれば男性でこの意識が高いと思われたが、結果は逆であり、女性の方が有意に高いという結果が得られた。中国では日本と比較した場合、女性も就業している割合が高いことから、家庭の仕事は女性、家計の担い手は男性という日本の伝統的な性役割分業が一般的とはいえない 6). 経済的な扶養に対しても、女性が老親の面倒をみるべきであるという規範が存在している可能性が考えられる。

本研究では、都市化や高学歴化が、規範の影響を調整した上でも扶養意識に影響しているか否かを評価するため、就学年数と出生地を要因に加え、その扶養意識に与える影響を分析した。分析の結果、10%有意水準であるが、就学年数が長い人で身体的な扶養意識が低く、都市部出身の人では農村部出身の人と比較して経済的な扶養意識が低いという結果が得られた。これらの要因の影響は、本研究で測定された規範によっては説明されないものであった。両者を媒介する要因については今後の検討が必要であるが、少なくとも今後より一層進むと予想される都市化や高学歴化によって、身体的な扶養意識や経済的な扶養意識が低下する可能性が示唆された。

最後に、本研究の限界と今後の課題に触れる。第1は、対象者が地域的に限定され、さらに執筆者の個人的ネットワーク上の制約を受けている点である。本研究では大学生に限定せず、それ以下の学歴の人も対象とするため、執筆者の個人的ネットワークを活用して対象者を抽出した。その結果、大学卒業に満たない学歴の人も多く対象者として抽出できた。しかし、ある特定の地域に限定された標本であり、結果の普遍化には限界がある。他の地域においても同様の調査を実施し、結果の妥当性を検証していくことが必要である。第2には、要因の分析モデルの問題である。本研究では、要因分析に際しては規範的要因と人口学的・社会経済的要因を取り上げた。規範的要因に関しては、経済的な扶養意識については経済的な

扶養規範というように直接的に関係するであろうものに限った.しかし,規範をもちつつも, それを行動に移すことができない,すなわち他の競合する価値観や志向性については,分析 モデルに加えなかった.今後の課題として,他の競合する価値観や志向性を組み込んだ分析 モデルの設定が必要であろう.

文献

- 1) 中華人民共和国国家統計局:中国統計年鑑 2011. 第1版,中国統計出版社,中国(2011).
- 2) 黄毅・佟暁光:中国人口老齢化現状分析. 中国老年学雑誌, 21:4853-4855, (2012).
- 3) 包敏・浅野仁:中国沿海地域の大学生の老親扶養意識. 関西学院大学社会学部紀要. 89:185-193(2001).
- 4) LIU Qiongling・長弘千恵・馬場香織ほか:中国南西部地域における大学生の老親扶養意識に関する調査. 久留米医学誌 , 68 (5/6):152-158 (2005).
- 5) 謝海棠:中国における子世代の老親扶養意識;中国内陸部の社会調査から. 金城学院大学大学院文学研究科論集(金城学院大学大学院論集編集委員会編),第1版,57-78,名古屋(2009)年.
- 6) 丁珂・谷口幸一・郭新彪ほか:大学生の高齢者扶養意識の現状と今後の課題に関する研究;日中比較調査. 東海大学健康科学部紀要,12:51-63 (2006).
- 7) 那須宗一:老人扶養の研究。老人家族の社会学(那須宗一・湯沢雍彦共編),第1版,3-17,垣内出版,東京(1985)。
- 8) 桐野匡史・柳漢守・尹靖水ほか:同居家族における家族凝集性と老親扶養意識の関係. 岡山県立大学保健福祉学部紀要. 14(1). 9-28(2007).
- 9) 太田美緒・甲斐一郎:老親扶養義務感尺度の開発. 社会福祉学, 42 (2):130-138 (2002).
- 10) 森岡清美:地方都市老齢者世帯の居住世帯世帯. 季刊社会保障研究, 7(4):33-48(1971).
- 11) 遼寧省統計局:2010年遼寧省統計年鑑,中国統計出版社,第1版,中国統計出版社,中国(2011)
- 12) 尹靖水・嚴基郁・金貞淑ほか:東アジア地域用老親扶養意識測定尺度の開発.評論・社会科学, 87:51-69 (2009).
- 13) 實金栄・太湯好子・桐野匡史ほか:簡易版東アジア圏域用老親扶養意識測定尺度の開発. 川崎医療福祉学会誌. 20(1):189-195(2010).
- 14) 増本, 康平・森田敬史・渡辺美那子ほか:現代青年の扶養意識に関する研究. 臨床死生学年報, 6; 21-28 (2001).
- 15) 李秀真:親への支援に対する規範意識と世代間支援における男女差: EASS 2006 データを用いた日韓比較、日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集、12 (9):55-67, (2012).
- 16) 全国人大常委会弁公庁:中華人民共和国老年人権益保障法. 第1版, 2-5, 中国民主法制出版社,中国(1996).

Factors Related to Sense of Filial Responsibility in Adults Born after China's One-Child Policy

Xingmou Zhang
(Graduate School of Gerontology, J.F. Oberlin University)
Hidehiro Sugisawa
(Graduate School of Gerontology, J.F. Oberlin University)

Keywords: Sense of filial responsibility, China's one-child policy, Adults living in a large city

The purpose of this study is to clarify factors related to sense of filial responsibility in adults born after China's one-child policy. We selected people aged 30 to 35 living in Fushun city of Liaoning province as a sample in this study, because persons in this age group might have to cope with their parents' physical and economic problems in the near future. The effective sample size for analysis was 192. Sense of filial responsibility was measured from two viewpoints: physical assistance and economic assistance. Candidate factors included norm of filial responsibility, demographic factors, and socioeconomic factors. As a result, the respondents who had higher norm of economic assistance or were female were likely to provide economic assistance when their parents had economic problems. There were no candidate factors which had significant impact on provision of physical assistance when parents had physical problems.